

給与ファクタリング取引と称するヤミ金に注意！

【相談事例】

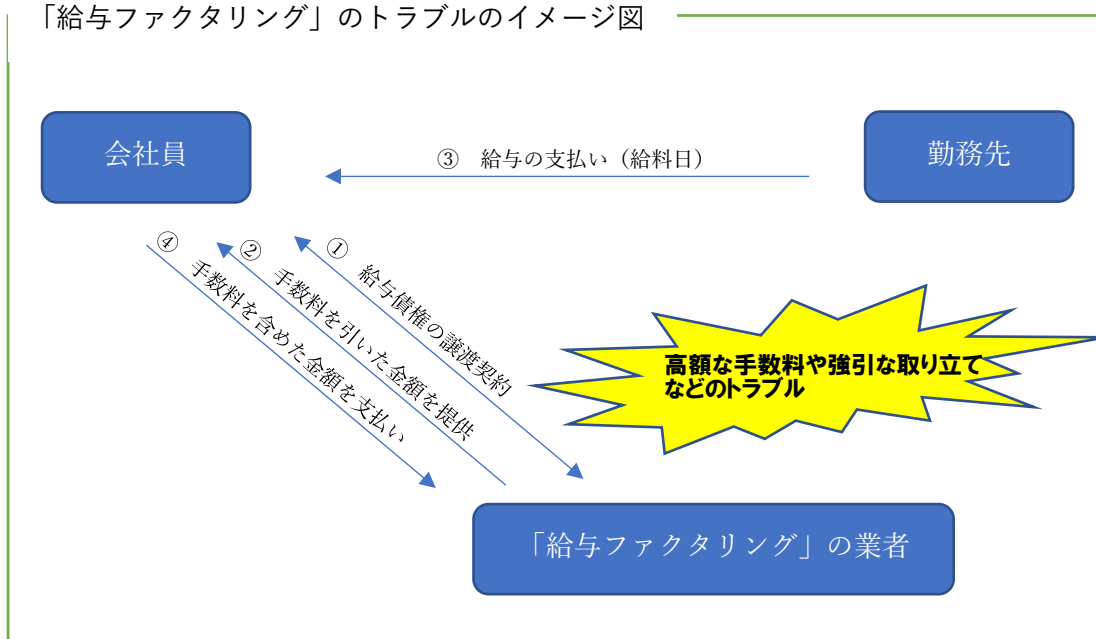
借金が増えて生活に困ったため、インターネットの広告で簡単融資をうたう給与ファクタリング^{※1}業者に連絡した。給与債権を譲渡するシステムと説明を受けたが、5万円を申し込んだのに、実際に振り込まれたのは、手数料を引かれた3万円だった。次の給料日には5万円を返済しなければならない。手数料が高額だったため、支払いが遅れたところ、勤務先に業者から電話がかかってきた。

※1 給与ファクタリング…給与ファクタリングとは、「勤め先から受け取る給料（給料債権）」をファクタリング会社に売却し、給料日より前に現金化するというものです。

【市民の方へのアドバイス】

インターネット公告等で、「借金ではない」「ブラックOK」などと宣伝して、個人の給与債権を買い取ると称して手数料を差し引いて金銭を提供し、個人から金銭を回収する「給与ファクタリング」のトラブルが発生しています。

「給与ファクタリング」のトラブルのイメージ図



(1) ファクタリングと称していても借金と同じ！

給与ファクタリング業者に「債権の買い取りであり貸し付け（借金）に当たらない」と説明されても信じてはいけません。

貸金業法上、給与ファクタリングを業として行うことは貸金業に該当すると考えられています。無登録で給与ファクタリングを業として行う者はヤミ金融業者ですので、利用するのは絶対にやめましょう。

(2) 年率換算で数百パーセントもの高額な手数料を請求される！

給与ファクタリング業者に「利息ではなく手数料」と説明されたとしても、実態は利息と同じです。

(3) 勤務先や家族への強引な取り立てが発生している！

利用する際に、勤務先や家族の連絡先を聞き出され、取り立てに悪用されているケースがみられます。勤務先に迷惑が掛かったり、家族全員が執拗な取り立てに遭うなど、家族や関係者にも被害が及ぶおそれがあります。

ヤミ金融業者を利用することで、あなたの生活が破綻するおそれがあります。

ヤミ金融業者を利用する前に、消費生活センター等にご相談ください！

合志市消費生活センター

電話番号：096-248-5442

相談受付時間：10時～16時 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）

時間外の場合は、「188（消費者ホットライン）」にお願いいたします。